

内閣参質二一三第一七七号

令和六年六月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員打越さく良君提出福祉現場における、いわゆるパワーハラスメントと虐待に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員打越さく良君提出福祉現場における、いわゆるパワーハラスメントと虐待に関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねの「労働施策総合推進法に基づき、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」等のハラスメントを防止する規定は適用される」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「ハラスメントを防止する規定」である労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二の規定における「事業主」には、御指摘の「福祉現場」の事業主も含まれるものである。

二について

お尋ねのとおりであると考えている。

三について

お尋ねのとおりであると考えている。

四について

お尋ねについて、現時点では、御指摘のように「性的指向・性自認に関連する虐待」であって「法の虐待の定義にあてはまるもの」が「禁止されている旨」の周知は行っていないが、今後、必要な調査等を行った上で、適切な周知について検討してまいりたいと考えている。